

11 情報通信機器(携帯電話・PC等)

携帯電話やPCなどを通じたインターネット利用が生徒間にも普及する中で、現在、インターネット上でのいじめや誹謗中傷、また、インターネットを介した犯罪や有害情報などの問題が発生しており、こうした問題を踏まえ、「情報モラル教育」が不可欠になっています。



情報モラル教育が不可欠

情報モラル教育に必要な教員としての知識

法令に関する知識

- ・ 出会い系サイト規制法、不正アクセス規制法、迷惑メール防止法、著作権法等

ネット社会の現状

- ・ 学校非公式サイト、プロフ、ブログ、出会い系サイト等のウェブサイトの存在
- ・ 生徒が情報通信機器を介して事件に巻き込まれたりかかわったりした事例

情報モラル教材に関する知識

- ・ 市販されている教材や、無料で利用できる教材の把握

家庭との連携

理解の共有

- ・ 情報通信機器の利用方法等についてアンケート調査し、その結果を共有する。
- ・ 学校における情報モラルに関する指導には限界もあり、家庭での指導が不可欠であることや、学校と保護者の役割分担について説明する。

トラブル防止に向けて

最新情報の取得

- ・ 情報モラルの専門家から最新情報を得るための機会を設け、被害を未然に防ぐ方法や、トラブルが起きた際の解決方法等を学ぶ。
- ・ ネット上の有害情報や犯罪等から生徒を保護するため、ネットパトロールを実施する。

フィルタリングの活用

- ・ 生徒が利用する携帯電話はフィルタリングがオンの状態で、PCはオフの状態出荷されているため、フィルタリングの利用を呼びかける。

迷惑メール

- ・ 不審なメールは開かない、返信しないよう指導を行う。
- ・ PCの迷惑メール対策機能や、携帯電話の受信拒否設定機能を利用する。

被害発生時の対応

関係機関への通報・相談

- ・ サイバー犯罪については、県警のサイバー犯罪対策室又は各警察署へ相談をする。
- ・ 電子商取引に関して、疑問や困ったことが発生した場合は、消費生活センターに相談をする。
- ・ 自殺予告など緊急を要する情報については、110番通報する。
- ・ 「ネット上のいじめ」があった場合、書き込みの内容を確認し、掲示板等の管理者及びプロバイダに削除依頼をする。